

3月のトピックス

身近な家電製品である電子レンジから発煙・発火する事故が、相次いで発生しています。

また、電子レンジ加熱式湯たんぽの加熱し過ぎを原因とする容器の破損による重傷事故が発生しています。

これらの製品については、製造・輸入事業者において、無償での修理や製品の回収を行っています。対象製品をお持ちの方は、製造・輸入事業者や販売店に速やかにご連絡ください。

区分	輸入・製造元	型式名・製品名	販売元	輸入・製造期間	問い合わせ先
電子レンジ	小泉成器(株) (輸入)	KRD-0105		H9.3~H11.9	【無償修理】 電話:0120-551-494 受付:9時~17時(土・日・祝日等を除く) ホームページ:http://www.seiki.koizumi.co.jp
		KRD-0106		H9.3~H12.7	
電子レンジ 加熱式 湯たんぽ	旭電化工業(株) (製造)	夢暖	(株)ADEKA	H6.11 ~ H10.12	【製品改修】 電話:0120-963-240 受付:9時~17時(土・日・祝日を除く) ホームページ:http://www.adk.co.jp
		安眠物語	(株)パイオイン コーポレーション		
		あったまりーな レンジで湯たんぽ	山甚物産(株)		
		チビ暖くん	ピップトウキョウ(株)		

◇ 平成21年2月の重大製品事故公表情報(経済産業省) [単位:件 ()内は長野県内での発生件数]

ガス機器・ 石油機器に 関する事故	ガス機器・石油機器以外の製品に関する製品起因が疑われる事故					その他の主な製品の内訳
	電子レンジ	電気ストーブ (ハロゲンヒーター)	電気洗濯 乾燥機	ポータブルDVD プレーヤー		
39 (1)	27 (1)	3	3 (1)	3	2	・換気扇 ・無停電電源装置 ・玩具(折りたたみ式 すべり台) ・ディスプレイモニター ・テレビ(ブラウン管型) ・食器洗い乾燥機(ビルトイン式) ・蓄熱式電気暖房器 ほか

※ 詳細な情報は、経済産業省のホームページ「製品安全ガイド」をご覧ください。
(http://www.meti.go.jp/product_safety/index.html)

経年劣化による製品事故にご注意ください!

～「長期使用製品安全点検制度」が平成21年4月からスタートしています。～

製品は、年月の経過とともに部品等が劣化し、火災や死亡事故を起こすおそれが高くなります。そこで、こうした事故を防止するため、「長期使用製品安全点検制度」が創設されました。この制度では、メーカーは設計上の標準使用期間(※)の製品への表示や適切な時期における点検の通知・実施を、販売店等は購入者に制度の仕組みに関する説明を行わなければなりません。また、所有者はメーカーへの所有者情報の登録と、点検等による適切な保守を行わなければなりません。所有者情報の登録により、点検時期になるとメーカーから所有者にお知らせが届きますので、点検(有料)を受けてください。

【対象製品】

<H21.4.1以降に製造・輸入された製品>

屋内式ガス瞬間湯沸器(都市ガス用/LPガス用)

屋内式ガスふろがま(都市ガス用/LPガス用)

石油給湯器

石油ふろがま

FF式石油温風暖房機

ビルトイン式電気食器洗機

浴室用電気乾燥機

※『設計上の標準使用期間』

標準的な使用条件の下で使用した場合に安全上支障なく使用することができる標準的な期間として、当該製品の製造・輸入事業者が設計上設定するもの(無償の保証期間とは異なるものです。)

【発行】長野県 企画部 消費生活室

電話:026-223-6770

ホームページ:<http://www.pref.nagano.jp/kikaku/seikatsu/jyouhou/index.htm>

